◆差別落書きとは

特定の個人や集団に対して、差別や偏見に基づき人の心を傷つけるような「差別語」や「差別表現」を用いた落書きを「差別落書き」といいます。そのような「差別落書き」は、刑法の侮辱罪や名誉きそん罪の対象となる重大な犯罪行為です。

「**差別落書き**」は、そのまま放置されれば、それを見た人に新たな差別意識を植えつけ、差別を助長する恐れがあります。

そのため「差別落書き」を発見したり、通報を受けた場合は、次のような対応をお願いします。

「差別落書き」を発見したり、通報を受けた時は

1. 現場確認と保存

発見者(通報者)とともに現場を確認し、人目に触れないよう応急措置として落書きを隠してください。 (勝手に消去したり処分しないでください)

具体的には、①落書きを紙等で覆う、②扉をロックする、③施設を使用禁止にする、など。

2. 通報•連絡

速やかに、中津警察署か中津市役所人権啓発推進課に通報・連絡をお願いします。

中津警察署(電話) 22-2131

人権啓発推進課(電話) 22-1111(内線281)

3. 記録

落書き内容や現場の状況などを、できる限り正確かつ詳細に記録してください。

(写真やビデオ等による映像保存と必要事項の筆記)

具体的には、①発見日時、②発見場所の詳細、③内容、④大きさ、

⑤発見者・通報者の連絡先、⑥その他必要事項、など。

4. 被害届 · 処理 · 報告

- ①中津警察署に、被害届(器物損壊)の提出をお願いします。
- ②中津警察署の<u>現場検証や関係者の現場確認が終了次第、人権啓発推進課と協議・確認後、速や</u>かに「差別落書き」を消去してください。
- ③処理結果の報告を人権啓発推進課にお願いします。
- ※発見者(通報者)等にお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

中津市人権啓発推進課